

# プライバシーマーク付与に関する規約



一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
プライバシーマーク推進センター

## 改廃履歴

版	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
1.0	平成 22 年 10 月 15 日	「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」の全面改正に伴い、改定第 1 版とする。	平成 23 年 3 月 1 日
1.1	平成 23 年 4 月 1 日	組織名変更を反映	平成 23 年 4 月 1 日
1.2	平成 24 年 3 月 1 日	東京都暴力団排除条例（平成 23 年 10 月施行）に伴う別紙 1・第 8 条第 2 項～第 5 項の追加	平成 24 年 4 月 1 日
1.3	平成 27 年 10 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 条に付与適格決定後の付与契約締結までの期間の追加</li> <li>・第 10 条にただし書の追加</li> <li>・第 11 条の第 2 項に用語の追加</li> <li>・第 13 条に用語の追加</li> <li>・第 14 条、並びに第 15 条に報告に関する追加、及び用語の削除</li> <li>・第 17 条に用語の訂正及び第 4 項の追加</li> <li>・第 18 条に重大な事故に関する規定の追加</li> <li>・第 18 条の追加による以降の項番の繰下げ</li> </ul>	平成 27 年 12 月 15 日
1.4	平成 30 年 3 月 30 日	・第 7 条に第 2 項を追加	平成 30 年 4 月 1 日

## プライバシーマーク付与に関する規約

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 付与契約の締結（第4条～第5条）
- 第3章 事業者の登録及び付与契約内容の変更（第6条～第8条）
- 第4章 付与契約の更新（第9条～第10条）
- 第5章 付与事業者の監督（第11条～第18条）
- 第6章 異議の申出（第19条）
- 第7章 改正（第20条）

## 第1章 総則

## （適用範囲）

第1条 プライバシーマーク付与機関（以下「付与機関」という。）によるプライバシーマーク付与は、この規約の定めるところによる。

## （定義）

第2条 この規約で使用する用語は、この規約で特別に定めがあるもののほか、「プライバシーマーク制度基本綱領」（以下「基本綱領」という。）、「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」及び日本工業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」において使用する用語の例による。

## （引用基準等）

第3条 「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」は、この規約に引用される限りにおいて、本規約の一部となる。

2 「合併・分社等に伴うプライバシーマーク付与の地位の継続に関する手順」は、この規約に引用される限りにおいて、本規約の一部となる。

## 第2章 付与契約の締結

## （付与契約）

第4条 付与機関は、プライバシーマーク指定審査機関（以下「審査機関」という。）からプライバシーマーク付与の適格性を有する旨の決定（以下「付与適格決定」という。）を受けた事業者と、別紙1によりプライバシーマーク付与契約（以下「付与契約」という。）を締結する。  
なお、付与適格決定を通知する書面の発行の日から3ヶ月以内に付与機関と付与契約を締結しない場合、当該付与適格決定は無効となる。

2 付与機関は、事業者と付与契約を締結したときは、その旨を審査機関に通知する。

3 付与契約を締結した事業者は、付与契約に定めるところに従い、プライバシーマーク付与の

適格性の審査を申請した範囲において、プライバシーマークを事業活動に使用することができる。

- 4 付与契約の有効期間は、付与契約に定める日から2年とする。
- 5 付与機関は、事業者と付与契約を締結したときは、事業者に対し、様式1によるプライバシーマーク登録証を交付する。

(プライバシーマーク付与登録料)

- 第5条 付与機関と付与契約を締結する事業者は、あらかじめ、所定のプライバシーマーク付与登録料の2年分を一括して付与機関に納付しなければならない。
- 2 付与機関は、特に適当と認める場合を除き、プライバシーマーク付与登録料を返還しない。

### 第3章 事業者の登録及び付与契約内容の変更

(事業者の登録)

- 第6条 付与機関は、所定の登録簿を備え、付与機関と付与契約を締結した事業者に係る事項を記載し、次に掲げる記載の内容を付与機関のホームページ等を通じて公表する。
- 一 事業者名
  - 二 登録番号
  - 三 本店の所在地
  - 四 個人情報取扱いに係る事業の内容
  - 五 付与適格決定をした審査機関の名称
  - 六 付与契約の有効期間（更新後の有効期間を含む。）
  - 七 その他付与機関が重要と認める事項
- 2 付与機関及び審査機関は、付与契約が有効期間の満了又は取消し若しくは解除により失効したときは、当該事業者について、登録簿に失効日及び原因となった事実を記載する。

(報告義務)

- 第7条 事業者は、次に掲げる事項について変更を生じたときは、速やかに審査機関又は付与機関に報告しなければならない。
- 一 前条第1項第一号、第三号及び第七号に掲げる事項並びに第四号に係る重要事項
  - 二 事業者の代表者
  - 三 その他審査機関又は付与機関が定める事項
- 2 前項二号については、付与契約締結以降、次回更新申請までの期間内に限り、都度の報告を省略することができる。

(事業の承継等)

- 第8条 事業者は、合併又は分社等のため、審査機関にプライバシーマーク付与の適格性の審査を申請した範囲が変わることとなるときは、あらかじめ審査機関に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する報告を受けた審査機関は、「合併・分社等に伴うプライバシーマーク付与の地位の継続に関する手順」に基づき当該事業者のプライバシーマーク付与事業者としての地位の継続又は他の事業者によるその地位の承継の可否について審査する。
- 3 付与機関は、審査機関から前項の規定に基づく審査の内容について報告を受け、必要があると認めるときは、プライバシーマーク使用の一時停止又は付与契約の解除等必要な措置を講じる。

#### 第4章 付与契約の更新

##### (付与契約の更新)

- 第9条 事業者は、付与契約の有効期間（この項の規定により付与契約の更新を受けた場合における当該更新後の有効期間を含む。以下同じ。）の満了に際し、付与契約の更新を受けることができる。
- 2 前項の更新を受けようとする事業者は、審査機関から新たに付与適格決定を受けなければならない。
  - 3 前項の付与適格決定を受けようとする事業者は、付与契約の有効期間の満了の8ヶ月前の日から満了の4ヶ月前の日までに、審査機関にプライバシーマーク付与の適格性の審査を申請しなければならない。ただし、付与契約の有効期間の満了の4ヶ月前の日までにプライバシーマーク付与の一時停止が終了していないときは、当該一時停止が終了した日から1ヶ月以内に申請書等を審査機関に提出しなければならない。
  - 4 第2章の規定は、第1項の更新について準用する。

##### (付与契約の有効期間)

- 第10条 付与機関は、更新を受けようとする事業者について審査機関から付与適格決定の通知があったときは、当該事業者と更新後の有効期間に対応する付与契約を新たに締結し、プライバシーマーク登録証を交付する。
- 2 更新後の付与契約の有効期間は、更新前の付与契約の有効期間が満了した日の翌日から2年とする。ただし、事業者は特別の事情がある場合、プライバシーマーク制度委員会での審議を経て、この期間の短縮を申し出ることができる。この場合、プライバシーマーク付与を受けた回数を示す番号は変更しないものとする。
  - 3 第1項の事業者について審査機関が付与の適格性の可否について決定するまでの間は、当該更新前の付与契約は、その有効期間の満了後もなおその効力を有するものとする。この場合、有効期間の満了後に経過した期間については、更新後の付与契約の有効期間に算入する。

#### 第5章 付与事業者の監督

##### (事故等の報告義務)

- 第11条 現にプライバシーマーク付与を受けている事業者（以下「付与事業者」という。）は、

個人情報の取扱いにおいて、個人情報の外部への漏えいその他本人の権利利益の侵害（以下「事故等」という。）を起こさないように努めなければならない。

- 付与事業者は、事故等が発生した場合には、「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」の定めるところにより、可及的速やかに関係審査機関に報告しなければならない。

（調査）

第12条 付与機関は、必要があると認めるときは、付与事業者に対し、個人情報の取扱い及びプライバシーマーク使用の状況について報告を求めるとともに、関連する資料の提出を求めることができる。

- 付与機関は、必要があると認めるときは、付与事業者の事業所における実地調査を行うことができる。

- 付与機関は、前項の実地調査に係る経費について付与事業者に負担を求めることができる。

（注意又は勧告）

第13条 付与機関は、前二条の規定による報告、調査の結果に基づき、「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」に従い、付与事業者に対し、個人情報の取扱い及びプライバシーマーク使用について、注意又は勧告を行うことができる。

（プライバシーマーク付与の一時停止）

第14条 付与機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、終了条件を付した上で、1年以下の期間を定め、付与事業者に対し、付与の一時停止を行うことができる。

- 付与事業者が、注意又は勧告に対し、正当な理由なく従わないとき又は十分な改善を実施していると認められないとき。
  - 第11条の規定による報告の内容、第12条の規定による調査の結果に基づき、付与事業者が個人情報の取扱いにおいて発生させた事故等が、「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」により付与の一時停止相当と判断される時。
- 付与機関は、前項の規定に基づいて付与の一時停止を行おうとする場合は、事前に当該付与事業者に弁明の機会を与えなければならない。報告、調査及び弁明の結果（当該付与事業者の責に帰すべき事由により当該付与事業者の弁明が得られなかった場合を含む。以下同じ。）、なお付与の一時停止を行うことが適当と判断したときは、報告、調査及び弁明の結果をプライバシーマーク制度委員会（以下「制度委員会」という。）に報告し、制度委員会の審議を経た上で、これを行わなければならない。
  - プライバシーマーク付与は、付与機関が付与の一時停止を付与事業者に通告した日から効力を停止する。ただし付与の一時停止は付与契約の有効期間の進行を妨げない。
  - 付与の一時停止を受けた付与事業者は、第6項の規定により付与の一時停止が終了するまでは、プライバシーマーク付与に係る広告及びプライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク登録証を付与機関に返納しなければならない。
  - 付与機関は、第1項の規定により付与の一時停止を行ったときは、その旨を付与機関及び審

査機関のホームページ等を通じて公表する。

- 6 付与の一時停止は、期間が満了しかつ終了条件が満たされたことを付与機関が確認し、その旨を付与事業者に通知することによって終了する。
- 7 前項の規定により付与の一時停止が終了したときは、付与機関及び審査機関はその旨をホームページ等を通じて公表する。付与機関は、プライバシーマーク登録証を付与事業者に返還する。

(プライバシーマーク付与の取消し)

第15条 付与機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、付与事業者に対する付与の取消しを行うことができる。

- 一 プライバシーマーク付与の適格性の審査を申請するに当たって提出した申請書又は申請書類の内容に虚偽があったことが明らかになったとき。
  - 二 付与事業者が正当な理由なく調査に応じないとき又は調査に際し虚偽の申告をしたとき。
  - 三 付与事業者が前条の規定による付与の一時停止に正当な理由なく従わないとき。
  - 四 付与事業者が終了条件を満たさないまま付与の一時停止が1年を超えたとき。
  - 五 付与事業者が終了条件を満たすことなく付与の取消しを申し出たとき。
  - 六 付与事業者が「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」に規定する「プライバシーマーク付与を受けることができない者」に該当するに至ったとき。
  - 七 第11条の規定による報告の内容、第12条の規定による調査の結果に基づき、付与事業者が個人情報の取扱いにおいて発生させた事故等が、「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」により付与の取消し相当と判断されたとき。
- 2 付与機関は、前項の規定に基づいて付与の取消しを行おうとする場合は、事前に当該付与事業者に弁明の機会を与えなければならない。報告、調査及び弁明の結果、なお付与の取消しを行うことが適当と判断したときは、報告、調査及び弁明の結果を制度委員会に報告し制度委員会の審議を経た上で、これを行わなければならない。
  - 3 第1項の規定による付与の取消しがあったときは、付与機関が当該付与事業者と締結していた付与契約は、付与の取消しを当該付与事業者に通告した日から効力を失う。この場合において、付与の取消しを受けた事業者は、以後プライバシーマークの使用を中止し、プライバシーマーク登録証を付与機関に返納しなければならない。
  - 4 付与機関が第1項の規定による付与の取消しを行ったときは、付与機関及び審査機関はその旨をホームページ等を通じて公表する。

(審査機関への委任)

- 第16条 付与機関は、付与事業者に対し注意又は勧告の措置を講じる権限を、審査機関に委任することができる。
- 2 審査機関は、第1項の措置の適否について審議するときは、当該事案に直接の利害関係を持つ者を当該措置の採決に加わらせてはならない。
  - 3 審査機関は、付与事業者に対し注意又は勧告の措置を講じたときは、その旨を付与機関に報

告しなければならない。

- 4 第12条及び第13条の規定は、審査機関が第1項の規定により委任を受けて注意又は勧告の措置を講じる場合に準用する。

(審査機関による付与機関への報告)

第17条 審査機関は、次の各号のいずれかに該当するため付与事業者に対し付与の一時停止を行うことが適当であると判断したときは、付与機関にその旨を報告しなければならない。

- 一 付与事業者が、前条の規定による注意又は勧告に対し、正当な理由なく従わないとき又は十分な改善を実施していると認められないとき。
- 二 前条第4項により準用された第12条の規定による報告、調査の結果に基づき、付与事業者が個人情報の取扱いにおいて発生させた事故等が、「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」により付与の一時停止相当と判断されるとき。

2 審査機関は、次の各号のいずれかに該当するため付与事業者に対し付与の取消しを行うことが適当であると判断したときは、付与機関にその旨を報告しなければならない。

- 一 付与事業者がプライバシーマーク付与の適格性の審査を申請するに当たって提出した申請書又は申請書類の内容に虚偽があったことが明らかになったとき。
- 二 付与事業者が正当な理由なく調査に応じないとき又は調査に際し虚偽の申告をしたとき。
- 三 付与事業者が「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」に規定する「プライバシーマーク付与を受けることができない者」に該当するに至ったとき。
- 四 前条第4項により準用された第12条の規定による報告、調査の結果に基づき、付与事業者が個人情報の取扱いにおいて発生させた事故等が、「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」により付与の取消し相当と判断されたとき。

3 審査機関は、前二項の報告を行おうとする場合は、事前に当該付与事業者に弁明の機会を与えなければならない。審査機関は、調査及び弁明の結果、なお付与の一時停止又は付与の取消しを行うことが適当と判断したときは、調査及び弁明の結果を添えて、付与機関に報告しなければならない。

4 審査機関は、付与事業者における個人情報の取扱いに関する事故等が、別に定める重大な事故等に相当すると判断した場合、本条の規定にかかわらず、速やかに付与機関に報告しなければならない。

(重大な事故に対する措置)

第18条 付与機関は自ら、付与事業者における個人情報の取扱いに関する事故等が、別に定める重大な事故等に相当すると判断した場合、前条の規定にかかわらず、第14条又は第15条の規定に基づき、制度委員会の審議を経た上で、付与事業者に対しプライバシーマーク付与の一時停止又は取消しの措置を行うことができる。

2 付与機関は、前項に基づく制度委員会での審議の結果、プライバシーマーク付与の一時停止又は取消し相当と判断されなかった場合、審査機関に差し戻すことなく、注意又は勧告の措置を行うことができる。



## 第6章 異議の申出

(異議の申出)

第19条 次のいずれかに該当する措置を受けた者は、基本綱領第12条の規定に基づき、付与機関に異議を申出ることができる。

- 一 第13条の規定に基づく注意又は勧告
- 二 第14条第1項の規定に基づく付与の一時停止
- 三 第15条第1項の規定に基づく付与の取消し

2 第16条第1項の規定に基づき前項第1号の措置を受けた者は、審査機関の定めるところにより、審査機関に異議を申出ることができる。

## 第7章 改正

(改正手続)

第20条 この規約の改正は、制度委員会の審議を経て、付与機関が行う。

## 別紙 1

## プライバシーマーク付与契約

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「甲」という。）と〔事業者名〕（以下「乙」という。）は、プライバシーマーク付与について、次のとおり契約する。

## （プライバシーマーク付与）

第1条 甲は、乙の個人情報保護マネジメントシステムが日本工業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に適合している旨を認証し、その証として乙に対しプライバシーマーク登録証を交付するとともに、プライバシーマークの通常使用権を乙に許諾する。

## （規約の適用）

第2条 次に掲げるものは、この契約の一部となる。

- 一 プライバシーマーク付与に関する規約 第3章から第6章
- 二 プライバシーマーク使用規約

## （付与登録料）

第3条 乙は、プライバシーマーク付与登録料の2年分として、甲に対し[ ]円（消費税額を含む。）を一括して納付しなければならない。

2 甲は、いったん納付を受けたプライバシーマーク付与登録料については、甲が特に適当と認める場合を除き、返還しない。

## （登録証）

第4条 乙は、プライバシーマーク登録証について、貸与、交換、譲渡、質入その他一切の第三者への提供を行ってはならない。

## （プライバシーマークの使用）

第5条 乙は、プライバシーマーク使用規約の定めるところに従い、プライバシーマーク付与の適格性の審査を申請した範囲において、プライバシーマークを事業活動に使用することができる。

## （有効期間及び更新）

第6条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日より2年とする。

2 この契約の更新については、「プライバシーマーク付与に関する規約」第4章に定めるところによる。

## (第三者との紛争の解決)

第7条 乙がこの契約に反したことにより甲が第三者から損害賠償その他の請求を受けた場合、乙は、自己の費用と責任においてこれを解決し、甲に何らの負担もかけないものとする。

## (契約の解除)

第8条 甲は、「プライバシーマーク付与に関する規約」に定める場合のほか、乙が破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始等の決定を受けたとき、乙が解散したとき、乙の設立許可が取消されたとき等の場合は、この契約を解除することができる。

2 乙又は乙の代理若しくは媒介をする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)で規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)であることが判明した場合、甲は催告することなくこの契約を解除することができる。

3 乙がプライバシーマーク付与を受けていることに関連して締結する契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合、甲は乙に対し、当該契約の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

4 前項の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、乙が正当な理由なくこれを拒否した場合、甲はこの契約を解除することができる。

5 甲は、第1項、第2項又は第4項の規定に基づく解除により乙が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

## (条項の解釈)

第9条 この契約の条項について解釈上疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上決定する。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区六本木1丁目9番9号  
六本木ファーストビル  
一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
〔会長名〕

乙 〔事業者住所〕  
〔事業者名〕  
〔代表者名〕

様式1 (プライバシーマーク登録証)

プライバシーマーク  
登録証



■登録番号 {登録番号}

■事業者の名称及び所在地

{事業者の名称}  
{事業者の所在地}

■プライバシーマーク付与の有効期間

{平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日}

■プライバシーマーク付与適格性について審査を行ったプライバシーマーク指定審査機関

{審査機関の名称}

一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

本頁は空白です。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル

Tel: 03-5860-7563

Fax: 03-5573-0562

URL: <https://privacymark.jp/>